

🚫 野焼きは原則禁止です！ 🚫

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により、野焼き（焼却処分）は一部の例外を除き禁止されています。



※罰則として、5年以下の懲役、1,000万円以下の罰金のいずれか、または両方が科せられます。



野焼きの一部の例外とは？

農林漁業を営むためのやむを得ない焼却（農業者が行う稲わらの焼却等）は例外とされていますが、まずは野焼きを行わない処分方法（農業残渣のたい肥化等）を検討し、やむを得ず野焼きをする場合は次のことを守ってください。

野焼きをする時の注意点

- 燃やすものをよく乾燥させ、風向きや風の強さ、時間帯を考慮する。
- 燃やす前に近所の方に理解を得て迷惑にならないようにする。
- 必要最小限の量を少しずつ燃やすようにする。
- 明るい時間帯で消却を終わるようにする。
（暗くなると炎が大きく見え不安を煽ります）
- 土手の草の焼却や、もみ殻くん炭など、大規模・長時間になる場合は、事前に消防本部に届出いただき、あわせて農業政策課にご連絡をお願いします。



注意！！

農業のための焼却であっても、次の行為は例外に含まれません！

- ・ ビニール・プラスチック等のごみの焼却
- ・ 黒煙、有毒ガス、ダイオキシンや悪臭等が発生し、周囲に影響を与える焼却

